

高齢者定期予防接種（带状疱疹）における60歳～65歳未満の対象者の条件について

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害の程度は、次のいずれかに該当するものであること。

なお、医師の診断書又は身体障害者手帳の写しなど、認定に必要と思われる資料の提出が必要。

ア. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) CD 四陽性 T リンパ球数が200／ μ l 以下で、次の項目 (a～l) のうち六項目以上が認められるもの。

- a. 白血球数について3,000／ μ l 未満の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く
- b. Hb 量について男性12g/dl 未満、女性11g/dl 未満の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く
- c. 血小板数について10万／ μ l 未満の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く
- d. ヒト免疫不全ウイルス-RNA 量について5,000コピー／ml 以上の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く
- e. 一日一時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に七日以上ある
- f. 健常時に比し10%以上の体重減少がある
- g. 月に七日以上の不定の発熱(38℃以上)が二か月以上続く
- h. 一日に三回以上の泥状ないし水様下痢が月の七日以上ある
- i. 一日に二回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に七日以上ある
- j. 口腔内カンジタ症(頻回に繰り返すもの)、赤痢アメーバ症、带状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症(頻回に繰り返すもの)、糞線虫症及び伝染性軟属種等の日和見感染症の既往がある
- k. 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
- l. 軽作業を越える作業の回避が必要である

(イ) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの